

# 衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 6. 10 第 189 回国会第 8 号

6 月 10 日（水）、第 8 回の委員会が開かれました。

- 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号）  
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）
- ・岸田外務大臣、中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）、菅国務大臣、左藤防衛副大臣兼内閣府副大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 吉 田 豊 史君（維新）

- ・他国に向かう弾道ミサイルの迎撃は集団的自衛権の行使に当たり、憲法上の問題が生じ得ると述べた自身の過去の答弁と現在の集団的自衛権に係る憲法解釈との整合性について、横畠内閣法制局長官に説明していただきたい。
- ・一般の法整備において、従来の「非戦闘地域」や「後方地域」といった枠組みをなくすのであれば、自衛隊が行う後方支援と他国の武力行使との一体化を回避するための要件を明文化する必要があるのではないか、横畠内閣法制局長官に伺いたい。

## 落 合 貴 之君（維新）

- ・尖閣諸島が奪取されて我が国の施政下から外れてしまった場合、日米安保条約第 5 条は機能するのか否か、岸田外務大臣の認識を伺いたい。
- ・日米安保条約第 5 条に基づき米国が日本防衛を行うに当たっての米軍の派兵手続はどのようになっているのか、岸田外務大臣に説明いただきたい。
- ・米国国務省は非戦闘員退避のための米輸送艦等による輸送は現実性がない旨を米国人向けに発表していることを考えると、邦人の輸送を前提とした米輸送艦の防護を集団的自衛権行使の事例として挙げることは現実性及び説得力に欠けるのではないかと、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

## 盛 山 正 仁君（自民）

- ・横畠内閣法制局長官は平和安全法制関連法案の合憲性をどのように説明するのか。
- ・広島県出身で平和への思いが人一倍強い岸田外務大臣は、なぜ、今、集団的自衛権行使の限定容認を含む平和安全法制の整備を必要と考えているのか。
- ・防衛省は、今後どのようにして平和安全法制整備の重要

性や自衛隊の活動に関して国民の理解を深めていくのか。

## 伊 佐 進 一君（公明）

- ・国際平和支援法案における非戦闘現場という概念において、平成 9 年に大森内閣法制局長官が国会答弁した「武力の行使との一体化」を判断するための 4 要素がどのように生かされているのか、横畠内閣法制局長官の見解を伺いたい。
- ・防衛大臣は、国際平和支援法に基づく後方支援活動の実施区域をどのように指定するのか。
- ・後方支援活動を実施する区域の範囲が広がっても実際の実施区域をどこに定めるかは政策判断であると考えているが、その判断の基準は国際平和支援法において変わるのか否か、説明いただきたい。

## 辻 元 清 美君（民主）

- ・「憲法をいかに法案に適用させるか」という先日の中谷安全保障法制担当大臣の答弁は撤回すべきと考えるが、中谷大臣の撤回の意思を伺いたい。
- ・集団的自衛権の行使は違憲とする昭和 47 年の政府見解を根拠として限定的な集団的自衛権の行使は合憲との結論を導く今回の法理の妥当性について、政府の見解を伺いたい。
- ・仮に最高裁判所において平和安全法制関連法が違憲とされた場合、装備や訓練も含め、自衛隊を元の状態に戻す等の対処を行うのか否か、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

## 寺 田 学君（民主）

- ・最高裁判所が平和安全法制関連法についての違憲判決を下した場合、政府は、法律の執行を停止するのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

- ・今後、安全保障環境の変化を受けて集団的自衛権の行使の認否が再度変更されても、昭和 47 年の政府見解における基本的な論理が堅持されていれば、政府は法的安定性が担保されていると主張するのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・中谷安全保障法制担当大臣は、海外派兵は憲法上許されないとする従来の政府見解は変更ができない旨答弁したが、変更できないとする理由を伺いたい。

### 緒方 林太郎君（民主）

- ・菅官房長官が平和安全法制関連法案について「全く違憲ではない」という著名なる憲法学者もたくさんいる、数は問題ではない」と述べたことについて、中谷安全保障法制担当大臣も同じ認識なのか伺いたい。
- ・新 3 要件を満たせば海外派兵の例外はホルムズ海峡の機雷掃海のみに限定されないと考えてよいのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・政府は 1996 年の台湾海峡危機及び過去 3 回の北朝鮮による核実験を周辺事態には当たらないとする一方で、ホルムズ海峡の機雷封鎖は危機の度合いがより高い存立危機事態となり得るとしていることに違和感を覚えるが、後者の危険度を過剰評価しているのではないのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

### 大串 博志君（民主）

- ・集団的自衛権の行使を違憲と結論付けた昭和 47 年の政府見解の論理を踏襲しながらその結論を変更することは憲法違反に当たらないのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国への武力攻撃があったという前提での同見解の論理を用いて、集団的自衛権の限定行使の合憲性を導き出すことは不合理と考えるが、政府の見解を伺いたい。

### 後藤 祐一君（民主）

- ・新 3 要件を満たす限定的な集団的自衛権の行使は、他国の防衛を目的とするものなのか、それともあくまでも我が国の防衛を目的とするものなのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・平成 11 年に当時の内閣法制局長官が「我が国を防衛するため」という目的性が欠けることから集団的自衛権の行使は憲法上許容されない旨答弁しているが、この考え方は今も維持されているのか、政府に伺いたい。
- ・昭和 56 年の政府答弁書は、集団的自衛権の行使は憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使の範囲を超えるものであって許されないと結論付けているが、この考え方は今も維持されているのか、政府に伺いたい。

### 高井 崇志君（維新）

- ・元内閣法制局長官である山本庸幸氏、阪田雅裕氏及び宮崎礼壹氏が平和安全法制関連法案は違憲と発言していることについて、横畠内閣法制局長官の見解を伺いたい。
- ・平和安全法制の整備による自衛隊の任務拡大に伴い、自衛隊員のリスクは高まると考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

### 宮本 徹君（共産）

- ・憲法解釈変更の根拠とした「安全保障環境の根本的な変容」とは、何を以てそう判断したのか、また、変容したのはいつからか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・これまで他国において、自国以外の国に対する武力攻撃によって自国の存立が脅かされた事例はあるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・憲法判断を行っていない砂川最高裁判決の傍論部分を根拠に、集団的自衛権の行使を可能とする政府見解は、恣意的な解釈であり問題があるのではないのか。